

各都道府県介護保険主管部（局）

各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの
運用の再開について 等

計 39 枚（本紙を除く）

Vol.1 5 4 6

令和8年10月15日

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課

高齢者支援課

老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3996）
FAX：03-3503-7894

老認発 1015 第 1 号
老高発 1015 第 1 号
老老発 1015 第 1 号
令和 8 年 10 月 15 日

各 都道府県 介護保険主幹部（局）長 殿
介護保険関係団体の長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高 齢 者 支 援 課 長
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 44 の 2 の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされている。

これに伴い、報告に当たっては、介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）により、事業者からの報告の受付を行っていたところ、本システムについては、「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について」（令和 7 年 4 月 23 日付け老認発 0423 第 1 号、老高発 0423 第 1 号、老老発 0423 第 1 号）にてお示ししたとおり、報告負担の軽減に向けたシステム上の対応等を行うことに伴い、事業者が実施する 2 回目分以降の報告（令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付を停止していたところである。

今般、当該対応等が完了したことに伴い、令和 8 年 10 月 26 日から報告の受付を再開することとする。その具体的な内容及び取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容について御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

記

1 本システムの再開時期

令和8年10月26日（月）

2 本システムの再開に伴う経営情報の報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内に行うものとされているが、必要なシステム上の対応等を行ったことに鑑み、報告負担を軽減する観点から、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告	令和8年12月31日
② 令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和9年3月31日
③ 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後3月以内

（参考1）本システム再開後の報告の取扱い

		令和6年												令和7年												令和8年												令和9年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
事業所A	報告期間																																							
	会計年度 4～3月							①																																
事業所B	報告期間																																							
	会計年度 10～9月																																							
事業所C	報告期間																																							
	会計年度 1～12月																																							

システム再開

システム再開

←→ 上記①に係る会計年度の期間、 → 上記①に係る報告期間
 ←→ 上記②に係る会計年度の期間、 → 上記②に係る報告期間 を表す

(参考 2) 令和 9 年 1 月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
(以下は令和 9 年内に会計年度が終了する報告の例)

		令和 8 年												令和 9 年度												令和10年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
事業所A 会計年度 4～3月	報告期間														③													
	会計年度	← ③ →												→ ③														
事業所B 会計年度 10～9月	報告期間																				③							
	会計年度	← ③ →												→ ③														
事業所C 会計年度 1～12月	報告期間																									③		
	会計年度	← ③ →												→ ③														

⇔ 上記③に係る会計年度の期間、 ⇒ 上記③に係る報告期間 を表す

3 報告に伴う留意事項等

本システムの再開に併せて、報告精度の改善のため、一部の報告ルールの見直しを行っている。具体的な内容については、「「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について」(令和 8 年 10 月 15 日付け老認発 1015 第 2 号、老高発 1015 第 2 号、老老発 1015 第 2 号)を参考にされたい。